

平成27年 2月24日
(2015年)

業者各位

建設総務課

平成27年2月から適用している公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等について

このことについて、国土交通省からの特例措置の通知に基づき、本市におきましても、次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

なお、本特例措置により請負代金額を変更された場合は、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。

また、建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用については、平成26年4月1日付け「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項の運用について」のとおり取り扱うこととします。

1 措置の内容

平成27年2月から適用している公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の上昇に伴い、2に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第53条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 具体的な取扱い

平成27年2月1日以降に当初契約を締結する工事のうち、平成26年2月から適用した公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行います。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

3 その他

契約締結前の対象となる工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明した上で契約を締結します。

また、契約締結後の対象となる工事にあつては、工事担当課から、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明します。